

博輸入郷工辛酉年... 本工... 事業不... 謝...
十一、同業主懇因

十、同業主懇因 八月六日

九、同業主懇因 八月二十五日

八、同業主懇因 八月二十五日

七、同業主懇因 八月二十五日

六、同業主懇因 八月二十五日

五、同業主懇因 八月二十五日

四、同業主懇因 八月二十五日

三、同業主懇因 八月二十五日

二、同業主懇因 八月二十五日

一、同業主懇因 八月二十五日

博輸入郷工辛酉年... 謝...

博輸入郷工辛酉年... 謝...

爲收入減となりたるを理由に事業主に對し、現在の請負制
度を従來の日給制に改むる様要求した事業主の操短廢止言
明にも不拘其の主張を枉げざりし爲遂に七月二十五日解雇
せられたので、同人は朝鮮人職工の糾合と九州統一労働門
司支部の應援を求め要求書提出をなすに至つたのである。

十二、要求書提出と朝鮮人職工の罷業
七月二十八日組合應援の下に次の要求書を提出せり。

要 求 書

- 1、最低賃金一圓五十錢支給の事
- 2、八時間労働制即時實施の事
- 3、會社の都合に依る休日に日給七割支給の事（従來日給平均一圓〃七十錢に對し六十錢支給）
- 4、給與規定及解雇手當制即時制定の事